

要 望 書

令和6年度 群馬県予算等に関する要望について

群馬県市長会 会長 清水 聖義

令和6年度群馬県予算等に関する要望

日頃から都市行政の各般にわたるご指導、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我々12市においては、住民に最も身近な基礎的自治体として、福祉、介護、医療などの社会保障サービスや道路、環境、教育など日常生活に必要な事業の実施に最大限の努力を傾注しております。

しかしながら、長引いたコロナ禍や現下の原油・物価高騰などによって市民生活や地域経済への甚大な影響が続くなど、12市を取り巻く状況は依然として厳しく、国や県の動向を見ながら経済対策等に懸命に取り組んでおりますが、豊かな市民生活の実現のためには、県と市町村が引き続き、連携・協力していくことが何よりも大切です。

この要望書は、こういった県内12市の山積する諸課題や主要施策に対し、群馬県からのご支援とご協力を戴きたく取りまとめたものでありますので、何とぞ12市の置かれている実情をご理解頂き、本要望の実現について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、要望書は、各市に共通する要望（共通要望）と、それぞれの市における固有の要望（12市個別要望）に区分してありますので、よろしくお願い申し上げます。

令和5年11月22日

群馬県知事 山本 一太 様

群馬県市長会 会長 清水 聖義



令和6年度 群馬県予算等に関する要望

共通要望

知事戦略部関係…1ページ

- 1 マイナンバーカード活用支援事務の共同委託について〔新規〕
- 2 脱炭素化事業の推進について〔新規〕
- 3 市町村乗合バスに係る補助制度の拡充について〔新規〕

地域創生部関係…2ページ

- 1 日本遺産構成文化財の保存活用に関する支援について〔継続〕
- 2 指定文化財保存事業費補助金の拡充について〔継続〕

生活こども部関係…2ページ

- 1 子育て環境づくり推進補助金の拡充について〔新規〕
- 2 保育所等への障害児受入れに係る補助制度の充実について〔新規〕
- 3 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の拡充について〔新規〕
- 4 0歳～2歳児の保育料無償化の統一実施について〔新規〕

健康福祉部関係…3ページ

- 1 広域型特別養護老人ホームの整備方針について〔新規〕
- 2 外国人材における国民健康保険料（税）に関する対策について〔新規〕
- 3 国民健康保険税の税率完全統一の推進について〔新規〕
- 4 水道事業の広域化に向けた補助制度の創設について〔新規〕
- 5 民生委員・児童委員等候補者の年齢要件緩和について〔新規〕

環境森林部関係…4ページ

- 1 クビアカツヤカミキリ対策事業の促進について〔継続〕

農政部関係…5ページ

- 1 養蚕業に対する支援について〔継続〕
- 2 クビアカツヤカミキリ対策事業の促進について〔継続〕
- 3 農用地利用計画の変更手続き（農振除外）等について〔継続〕
- 4 都市計画と農林漁業との調整措置の円滑化について〔新規〕
- 5 鳥獣害防止対策の強化について〔新規〕
- 6 野菜王国・ぐんま総合対策の運用見直しについて〔新規〕

産業経済部関係… 7 ページ

- 1 tsukurunサテライトの運営費に関する支援について〔新規〕

県土整備部関係… 7 ページ

- 1 幹線道路網等の整備について〔継続〕
- 2 汚水処理施設の整備等について
 - (1) 浄化槽補助事業の継続等について〔継続〕
 - (2) 流域下水道の維持管理費に係る県負担について〔継続〕
- 3 雨水対策事業の促進について〔継続〕
- 4 空家等対策事業について〔継続〕
- 5 国県道の適切な維持管理について〔新規〕
- 6 鳥獣害防止対策の強化について〔新規〕
- 7 大規模盛土造成地の調査について〔新規〕

教育委員会関係… 9 ページ

- 1 教職員の働く環境の充実等について
 - (1) 学びの保障のための教職員の増員について〔継続〕
 - (2) 教員業務支援員の制度の拡充について〔新規〕
 - (3) 教職員の人員不足解消に向けた財政措置等について〔新規〕
- 2 学校部活動の地域移行に係る財政支援について〔新規〕
- 3 課題を抱える児童生徒・家庭への支援体制の充実について〔新規〕
- 4 G I G Aスクール構想の実現に向けた財政支援等について〔継続〕
- 5 学校給食への支援について〔継続〕

警察本部関係… 11 ページ

- 1 横断歩道の塗り直しについて〔継続〕

知事戦略部関係

1 マイナンバーカード活用支援事務の共同委託について〔新規〕

マイナンバーカードの取得及び活用を促進するため、健康保険証や公金受取口座の紐づけについては、県内統一的な委託事業を実施するなど効果的・効率的な支援を図ること。

2 脱炭素化事業の推進について〔新規〕

2050年カーボンニュートラル実現のため、下記事項について特段の措置を図ること。

- ① 県全域のCO2排出量を算出することは、得られるデータから実態を把握し、より効果的かつ効果的な施策の検討に繋がるため、必須であるものの、各自治体任せでは費用面、スピード面とも難しいため、県主導の下、県全域のCO2排出量を可視化するシステムを県内全域で整備すること。
- ② 市町村が実施する個人や事業者の脱炭素に係る取組への補助に対する県の補助制度を創設すること。

3 市町村乗合バスに係る補助制度の拡充について〔新規〕

県民の日常生活に必要な交通手段である乗合バス及び乗合タクシーについて、新型コロナウイルスの影響で収支率が低迷しているため、基準となる収支率の引き下げ及び収支率による補助金停止措置規定の見直しを図ること。

また、車両購入費に係る補助制度について、走行距離の長い乗合バスが優先されているが、乗合タクシーも補助を受けられるよう見直すこと。

地域創生部関係

1 日本遺産構成文化財の保存活用に関する支援について〔継続〕

文化庁が認定する日本遺産の構成文化財については、民間が所有、管理しているものが多く、経年による老朽化が進み、維持管理に係る所有者負担の増加が課題であることから、世界遺産と並ぶ県内の絹産業遺産として将来にわたり保存し、末永く活用できるよう、既存のぐんま絹遺産保存活用等推進事業補助金とは別枠として日本遺産に特化した修復維持管理に係る補助制度の創設又は既存の補助金の拡充も含め、保存活用に関する支援を講じること。

2 指定文化財保存事業費補助金の拡充について〔継続〕

富岡製糸場を含む指定文化財の保存事業費補助金について、所有者負担の軽減と適切な維持管理や有効活用を図るため、継続的な予算を確保するとともに、補助額を拡充すること。

生活こども部関係

1 子育て環境づくり推進補助金の拡充について〔新規〕

保育環境の充実を図るため、より小規模な施設整備を行う場合にも費用の一部を補助できるよう、交付対象の下限を総事業費50万円以上に引き下げること。

2 保育所等への障害児受入れに係る補助制度の充実について〔新規〕

近年、発達障害やその疑いのある児童が増加傾向にあり、配置基準を超えた保育士の加配を余儀なくされているが、公費負担されているのは公定価格上の加算措置のみであることから、保育所等における障害児受入れに係る職員加配について、補助制度を充実すること。

3 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の拡充について〔新規〕

放課後児童クラブは、共働き家庭が子育てと仕事を両立するために欠かせない施設であり、少子化対策にもつながる取組であることから、下記事項について、特段の措置を講じること。

- ① 放課後児童クラブの利用者の負担軽減のため、第2子・第3子のいる世帯に関する利用料減額といった取組への財政支援を図ること。
- ② 放課後児童クラブの夏休み中における利用者の急増に対応するため、長期休暇支援加算の要件緩和等、臨時的対応に充てられるよう、財政支援を拡充するとともに、国に対して働きかけること。

4 0歳～2歳児の保育料無償化の統一実施について〔新規〕

0～2歳児の保育料無償化の実施については、県内でもすでにいくつかの自治体で取り組んでいるが、実施にあたっては自治体の財政状況が強く影響しており、自治体間における子育て世帯の獲得競争にもつながりかねないことから、本当の意味での人口減少対策として実施するため、県内、更には全国的に統一した政策として進めるよう特段の措置を講じること。

健康福祉部関係

1 広域型特別養護老人ホームの整備方針について〔新規〕

今後、在宅での介護が難しくなる高齢者は増加し、広域型特別養護老人ホームが必要になることから、第9期以降の群馬県介護保険事業支援計画において、県内10圏域毎に人口構成や特別養護老人ホームの待機者数を分析し、圏域毎に必要な量が整備できる整備目標の設定を図ること。

2 外国人材における国民健康保険料（税）に関する対策について〔新規〕

平成30年12月25日決定の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策では、特定技能外国人について「国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる」こととされたが、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置が早期実現するよう関係機関に働きかけること。

3 国民健康保険税の税率完全統一の推進について〔新規〕

県内の被保険者にとって公平な負担を実現するため、県内市町村の国民健康保険税率の完全統一に向けた取組みを加速させること。

4 水道事業の広域化に向けた補助制度の創設について〔新規〕

水道事業者間における広域化に向けた調査・研究などを県が主体的に調整するとともに、共同連携事業に対する補助制度を創設すること。

5 民生委員・児童委員等候補者の年齢要件緩和について〔新規〕

民生委員・児童委員及び主任児童委員のなり手を探すことが困難な状況であることから、高齢であっても意欲のある人には活動する機会を与えることができるよう、年齢要件を緩和するなど、推薦の条件を見直すこと。

環境森林部関係

1 クビアカツヤカミキリ対策事業の促進について〔継続〕

(※環境森林部及び農政部に提出)

クビアカツヤカミキリによる被害が県域に広がりを見せ、増加の一途を辿っていることから、下記事項について、所要の対策を講じること。

- ① 市町村が実施するクビアカツヤカミキリ対策に係る県補助制度について、迅速に被害拡大を防止できるよう、予防地域と被害地域の補助を一本化すること。
- ② 当該補助制度の対象事業を拡大し、樹体へのネット被覆、被害木の伐倒及び処理等も補助対象とすること。
- ③ 果樹等生産園地において実施する対策について、国の補助事業に加えて県の財政支援を講じるとともに、被害拡散防止のための広域的な対策を講じること。

農政部関係

1 養蚕業に対する支援について〔継続〕

富岡製糸場と絹産業遺産群が世界遺産となったことから、絹産業文化を継承することが必要であるが、その根幹をなす養蚕業の存続が危機的な状況であることから、養蚕業の存続のため、下記事項について、必要な措置を講じること。

- ① 平成27年度から実施している養蚕農家への繭代増額補填を継続すること。
- ② 養蚕ヘルパー雇用の補助金制度を創設すること。
- ③ 新規養蚕就農者、団体及び企業に対する補助金の拡充を行うこと。
- ④ 養蚕農家がエアコンなどの施設整備を行う費用に対して補助制度を創設すること。

2 クビアカツヤカミキリ対策事業の促進について〔継続〕

(※環境森林部及び農政部に提出)

クビアカツヤカミキリによる被害が県域に広がりを見せ、増加の一途を辿っていることから、下記事項について、所要の対策を講じること。

- ① 市町村が実施するクビアカツヤカミキリ対策に係る県補助制度について、迅速に被害拡大を防止できるよう、予防地域と被害地域の補助を一本化すること。
- ② 当該補助制度の対象事業を拡大し、樹体へのネット被覆、被害木の伐倒及び処理等も補助対象とすること。
- ③ 果樹等生産園地において実施する対策について、国の補助事業に加えて県の財政支援を講じるとともに、被害拡散防止のための広域的な対策を講じること。

3 農用地利用計画の変更手続き（農振除外）等について〔継続〕

農用地利用計画の変更手続きにおいて、特に農地法上の第一種農地では、開発が厳しく制限されているが、今後周辺の道路整備等により開発が見込まれる地域に関しては、下記要件の柔軟な判断並びに、県知事同意において市の意向を反映した特段の配慮を図ること。

- ① 幹線道路整備予定地については、用地買収が完了した場合、道路整備が確実であるため、農地分断と判断すること。
- ② 行政界をまたぐ集団農地については、自治体により判断が分かれることが想定されるため、行政界を農地分断要因と判断すること。

4 都市計画と農林漁業との調整措置の円滑化について〔新規〕

用途地域の指定に伴う農政協議から企業の操業開始まで時間がかかることは企業誘致の機会逸失に繋がりがねないことから、旺盛な工業団地需要に迅速に応えるため、用途地域指定に係る農林漁業との調整措置のより一層の円滑化を図ること。

5 鳥獣害防止対策の強化について〔新規〕

（※農政部及び県土整備部に提出）

野生鳥獣による農作物被害は、深刻な状況が続いており、経済的損失にとどまらず、農業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加の要因ともなっていることから、下記事項について、所要の対策を講じること。

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金及び鳥獣害対策地域支援事業については、財源を確保すること。
- ② 野生鳥獣の移動経路となりやすい河川敷におけるヤブ等の刈り払いを実施すること。

6 野菜王国・ぐんま総合対策の運用見直しについて〔新規〕

野菜王国・ぐんま総合対策について、群馬県農業農村振興計画2021-2025での群馬県の重点4品目に偏ることなく補助が受けられるようなポイント加算の見直し及び補助を希望する全ての農業者が助成を受けられるよう予算額の拡充を図ること。

産業経済部関係

1 tsukurunサテライトの運営費に関する支援について〔新規〕

tsukurunの整備効果を県内に普及させるため、各地区の拠点として設置した市町村のtsukurunサテライト施設については、広域的に利用されることが想定されることから、市町村の施設運営費に対する財政的な支援を図ること。

県土整備部関係

1 幹線道路網等の整備について〔継続〕

幹線道路等の整備は、他都市との連携促進や都市内及び合併後の新市域内循環の円滑化、災害時における救急輸送体制の確立など、当該市のみならず県全体の発展にとって、重要かつ必要不可欠なものであることから、道路予算を十分に確保すること。（事業箇所については、個別要望に記載のとおり）

2 污水处理施設の整備等について

水源県として相応しい水環境の保全及び污水处理人口普及率の向上を図るため、下記事項について、積極的な措置を講じること。

(1) 浄化槽補助事業の継続等について〔継続〕

浄化槽エコ補助金事業については、合併浄化槽への転換が促進され、十分な成果が見られているが、令和5年度で終了予定となっていることから、今後も污水处理を進めるため、新たな県の補助金を創設すること。

(2) 流域下水道の維持管理費に係る県負担金の軽減について〔継続〕

将来に渡り下水道事業の安定的かつ継続的な運営を行っていくため、県への負担金について、軽減を図ること。

3 雨水対策事業の促進について〔継続〕

気候変動の影響により頻発化する集中豪雨等により、住宅地等への雨水浸水被害が急増していることから、下記事項について、早急な対策を講じること。

- ① 浸水被害を未然に防止するために、新設道路築造時に、周囲雨水集水面積を考慮した整備を行うこと。
- ② 内水被害抑制のため雨水調整池の整備に係る新たな補助制度を創設すること。
- ③ 集中豪雨による住宅地等への浸水被害を防ぐための排水対策を講じること。
- ④ 浸水被害を防ぐための整備事業に対する補助金制度の拡充を行うこと。

4 空家等対策事業について〔継続〕

空き家の利活用や除却への補助を市単独で継続して実施していくには財政的にも限界があることから、国の空き家対策総合支援事業を活用する市に対して、市費の2分の1の額（補助金全体の4分の1）を支援する県の補助制度を創設すること。

5 国県道の適切な維持管理について〔新規〕

沿道の樹木が車両の通行の支障となっている事案や、倒木などにより通行止めになる事案も多く発生していることから安全管理面で支障木の伐採を適切に行うこと。

また、道路脇の草刈りについて、夏季における繁草期にはより一層の措置を講じること。

6 鳥獣害防止対策の強化について〔新規〕

（※農政部及び県土整備部に提出）

野生鳥獣による農作物被害は、深刻な状況が続いており、経済的損失にとどまらず、農業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加の要因ともなっていることから、下記事項について、所要の対策を講じること。

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金及び鳥獣害対策地域支援事業については、財源を確保すること。
- ② 野生鳥獣の移動経路となりやすい河川敷におけるヤブ等の刈り払いを実施すること。

7 大規模盛土造成地の調査について〔新規〕

近年、頻発している自然災害の影響による土砂災害の発生が懸念されることから、宅地耐震化推進事業における大規模盛土造成地の安全性の把握を目的とした変動予測調査（第二次スクリーニング調査）の早期実施を図ること。

教育委員会関係

1 教職員の働く環境の充実等について

ICTの活用や非認知能力の育成など、教育の大きな変革期において、子どもに寄り添った充実した教育活動を推進していくため、下記事項について、積極的な措置を講じること。

(1) 学びの保障のための教職員の増員について〔継続〕

小中学校すべての学級で30人以下学級及び特別支援学級での6人以下学級が実現するよう、教職員の増員を図ること。

(2) 教員業務支援員の制度の拡充について〔新規〕

教員業務支援員の配置が教員業務の円滑な実施に効果をあげていることから、教員業務支援員の十分な配置がされるよう、予算及び人員等の制度を拡充し、学校の働き方改革の推進を図ること。

(3) 教職員の人員不足解消に向けた財政措置等について〔新規〕

学校における多様なニーズが高まっている状況で、教職員の人員不足を解消するため、下記事項について、特段の措置を講じること。

- ① 特別支援学級助手、特別支援教育支援員の増員に係る財政支援
- ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは大規模校での勤務は常勤させるなど、配置への工夫や増員に係る財政支援
- ③ スクールロイヤーを市の単独で配置するための財政支援
- ④ モデル事業以外の部活動における地域指導者配置のための財政支援

2 学校部活動の地域移行に係る財政支援について〔新規〕

国が推進する学校部活動の地域移行の実現に向けて、下記事項について、特段の措置を講じること。

- ① 学校部活動の地域移行に係る各種費用に関する財政支援について、国へ働きかけるとともに、継続的かつ十分な地方財政措置を講じること。
- ② 県ガイドライン（学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への意向に向けた推進計画）で示された取組内容について、財政面を含めた具体的支援を早期に提示すること。

3 課題を抱える児童生徒・家庭への支援体制の充実について〔新規〕

課題を抱える児童生徒やその環境への働き掛けや、学校内におけるチーム支援体制の構築、ケース会議の開催等、迅速かつ継続的な支援体制を整備するため、県の任用の下、スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置すること。

4 G I G Aスクール構想の実現に向けた財政支援等について〔継続〕

国が掲げるG I G Aスクール構想の推進に向けて、下記事項について、特段の措置を講じること。

- ① 通信料、修理費用などの端末整備後の維持費用についての補助事業の創設及び次期端末更新に関する方針を早期に示すよう国に働きかけること。
- ② 県による端末整備後の維持費（市立高等学校を含む）についての財政支援を講じること。

5 学校給食への支援について〔継続〕

物価高騰の継続により、学校給食摂取基準を満たす献立の維持が困難な状況になっていることから、下記事項について、特段の措置を講じること。

- ① 食材価格高騰による学校給食費の保護者負担の軽減策を講じるとともに、学校給食に対する財政支援について国に働きかけること。
- ② 市町村負担の軽減のため、主食の提供を担う群馬県学校給食会に対し、値上げ抑制のための財政支援を実施するよう働きかけること。

警察本部関係

1 横断歩道の塗り直しについて〔継続〕

摩耗し薄くなり、見えづらい横断歩道が多数見受けられることから、早急に塗り直しを行い、歩行者の横断の安全確保や自動車運転者の注意を促し交通事故防止を図るよう、交通安全施設整備事業の予算増額を講じること。

令和6年度 群馬県予算等に関する要望

12市個別要望

知事戦略部関係…1ページ

- 1 豊岡新駅（仮称）及び豊岡経大大橋（仮称）の整備について〔継続〕【高崎市】

地域創生部関係…1ページ

- 1 県指定天然記念物ヒメギフチョウの保全について〔新規〕【渋川市】

健康福祉部関係…1ページ

- 1 地域医療の充実について
 - (1) 医療機関の整備と医師の確保について〔継続〕【沼田市】
 - (2) 医師の確保について〔新規〕【館林市】

環境森林部関係…2ページ

- 1 堤ヶ岡飛行場跡地の活用について〔新規〕【高崎市】

農政部関係…2ページ

- 1 圃場整備事業の促進について〔継続〕【館林市】
- 2 農園団地化実現に向けた支援について〔継続〕【藤岡市】
- 3 堤ヶ岡飛行場跡地の活用について〔新規〕【高崎市】

産業経済部関係…3ページ

- 1 産業団地造成事業の推進について〔継続〕【館林市】

県土整備部関係…3ページ

- 1 幹線道路網等の整備について〔継続〕【各市】
- 2 豊岡新駅（仮称）及び豊岡経大大橋（仮称）の整備について〔継続〕【高崎市】
- 3 八木原駅周辺整備について〔継続〕【渋川市】
- 4 新町駅南側のまちづくりの推進について〔継続〕【藤岡市】
- 5 河川改修等の整備促進について〔継続〕【各市】
- 6 堤ヶ岡飛行場跡地の活用について〔新規〕【高崎市】

企業局関係…5ページ

- 1 産業団地造成事業の推進について〔継続〕【館林市】

知事戦略部関係

1 豊岡新駅（仮称）及び豊岡経大大橋（仮称）の整備について〔継続〕【高崎市】

（知事戦略部及び県土整備部に提出）

交通弱者の移動手段を確保するため、JR信越本線の北高崎駅・群馬八幡駅間の新駅設置に向け、事業の整備促進が図られるよう、特段の支援を図ること。

また、新駅の利便性の向上を図るため、豊岡経大大橋（仮称）及び新駅のアクセス道路となる豊岡経大通り線の整備促進が図られるよう、特段の支援を図ること。

地域創生部関係

1 県指定天然記念物ヒメギフチョウの保全について〔新規〕【渋川市】

絶滅の危機にある県指定天然記念物ヒメギフチョウの保全について、特に人工飼育等、専門的な知見・技術を伴う作業が必要である場合には、市には専門的な人材や設備が無いことから、必要な人員・設備・予算の確保を含め県直営で取組むこと。

健康福祉部関係

1 地域医療の充実について

（1）医療機関の整備と医師の確保について〔継続〕【沼田市】

- ① 小児科及び産婦人科医師の確保対策を講じること。
- ② 精神科の医療機関整備と医師の確保対策を講じること。

（2）医師の確保について〔新規〕【館林市】

地域医療を担う医師の安定確保を図るため、医師の偏在指数が低い地域での重点的な対策を早期に実施できるよう、地域の実情に応じた支援を図ること。

環境森林部関係

1 堤ヶ岡飛行場跡地の活用について〔新規〕【高崎市】

(環境森林部、農政部及び県土整備部に提出)

本地区の活用に向けた検討を始めるにあたり、市街化調整区域を市街化区域に位置付けることから、都市計画の手続きに必要な関連部局との協議・調整を円滑に進めること。

農政部関係

1 圃場整備事業の促進について〔継続〕【館林市】

農地の集積・集約化を行う圃場整備事業について、令和2年度から県営調査が開始されたことから、早期完成を目標とした予算確保を図ること。

2 農園団地化実現に向けた支援について〔継続〕【藤岡市】

東京方面からの県の玄関口となる藤岡インターチェンジ周辺地域に県産品種のPR施設が所在することは、観光誘客にも大変有効であることから、農園団地設置に向け、下記事項について、特段の措置を講じること。

- ① 農園団地プロジェクト会議への県の参画
- ② 農園団地の整備及び観光化に向けた支援と環境の整備
- ③ 高品質確保、生産振興に資する県機関の地域への設置

3 堤ヶ岡飛行場跡地の活用について〔新規〕【高崎市】

(環境森林部、農政部及び県土整備部に提出)

本地区の活用に向けた検討を始めるにあたり、市街化調整区域を市街化区域に位置付けることから、都市計画の手続きに必要な関連部局との協議・調整を円滑に進めること。

産業経済部関係

1 産業団地造成事業の推進について〔継続〕【館林市】

(産業経済部及び企業局に提出)

市内には公的工業団地の在庫がなく、企業の進出機会を逸している状況であることから、新規産業団地造成事業を早期に推進し、企業立地の促進を図ること。

県土整備部関係

1 幹線道路網等の整備について〔継続〕

【前橋市】

- ① 本町二丁目五差路の交差点改良
- ② 朝倉玉村線（利根川新橋舎）

【桐生市】

- ① 県道太田桐生線バイパス
- ② 渡良瀬幹線道路バイパス

【伊勢崎市】

- ① 桐生伊勢崎線バイパス

【太田市】

- ① 太田西部幹線
- ② 太田北部幹線

【沼田市】

- ① 沼田大間々線赤城根橋
- ② 国道120号の冬期の安全確保

【館林市】

- ① 中央通り線
- ② 東部環状線山王赤生田線バイパス

【渋川市】

- ① 渋川東吾妻線登沢橋の歩道設置
- ② 前橋伊香保線吉岡バイパス

【藤岡市】

- ① 前橋長瀨線（柳瀬橋から国道17号区間）
- ② 寺尾藤岡線バイパス及び藤岡IC西の早期事業化

【安中市】

- ① 西毛広域幹線道路
- ② 下仁田安中倉淵線の拡幅及び歩道整備

【みどり市】

- ① 渡良瀬幹線

2 豊岡新駅（仮称）及び豊岡経大大橋（仮称）の整備について〔継続〕【高崎市】

（知事戦略部及び県土整備部に提出）

交通弱者の移動手段を確保するため、ＪＲ信越本線の北高崎駅・群馬八幡駅間の新駅設置に向け、事業の整備促進が図られるよう、特段の支援を図ること。

また、新駅の利便性の向上を図るため、豊岡経大大橋（仮称）及び新駅のアクセス道路となる豊岡経大通り線の整備促進が図られるよう、特段の支援を図ること。

3 八木原駅周辺整備について〔継続〕【渋川市】

市が進めているＪＲ八木原駅周辺整備事業のスケジュールに合わせ、半田街道踏切からＪＲ八木原駅前丁字路区間の歩道整備を実施すること。

4 新町駅南側のまちづくりの推進について〔継続〕【藤岡市】

周辺市町村との都市間・地域間交流をより効果的に推進するため、新町駅南通り線の早期事業着手を図ること。

5 河川改修等の整備促進について〔継続〕

新群馬県総合計画やぐんま県土整備プランなど災害レジリエンスNo.1の実現に向け、防災減災対策を計画的かつ重点的に取り組み、次の未整備箇所等の促進すること。

【前橋市】

- ① 土砂や雑木、流木等の堆積物撤去におけるハード整備
- ② 水防上最も重要な区間に位置付けられている市内15箇所の重要水防箇所（利根川、広瀬川、荒砥川、赤城白川）における堤防工事等のハード整備

【高崎市】

- ① 井野川、榛名白川の浚渫
- ② 鐺川、土合川の堤防嵩上げ、築堤

【太田市】

- ① 石田川、早川、蛇川、八瀬川の浚渫
- ② 重要水防箇所の再点検と重要度が高い河川整備の推進

【沼田市】

- ① 片品川右岸の護岸整備（沼田市沼須町地先）
- ② 利根川右岸の護岸整備（沼田市屋形原町地先）

6 堤ヶ岡飛行場跡地の活用について〔新規〕【高崎市】

(環境森林部、農政部及び県土整備部に提出)

本地区の活用に向けた検討を始めるにあたり、市街化調整区域を市街化区域に位置付けることから、都市計画の手続きに必要な関連部局との協議・調整を円滑に進めること。

企業局関係

1 産業団地造成事業の推進について〔継続〕【館林市】

(産業経済部及び企業局に提出)

市内には公的工業団地の在庫がなく、企業の進出機会を逸している状況であることから、新規産業団地造成事業を早期に推進し、企業立地の促進を図ること。